薬機発第 0701022 号 令 和 2年 7月 1日

一般社団法人 日本医療機器産業連合会会長 殿

独立行政法人医薬品医療機器総合機構 理事長藤原康弘

令和2年度「革新的医療機器等相談承認申請支援事業」の実施について

革新的な医療機器又は再生医療等製品(以下、「医療機器等」とする。)の創出については、中小・ベンチャー企業が有望なシーズを発見したとしても、薬事承認の相談や申請にかかる手数料及び臨床試験にかかる諸費用をはじめとする膨大な初期投資が必要なことから、革新的な医療機器等が上市しにくい状況となっております。

このことから中小・ベンチャー企業の資金面の問題による実用化の遅れを防ぐため、薬事承認の相談及び申請にかかる財政負担の軽減を図ることを目的に、革新的医療機器等相談承認申請支援事業が実施されることになり、今般、別添(令和2年6月19日厚生労働省発薬生0619第74号「令和2年度医薬品副作用等被害救済事務費等補助金(革新的医療機器等相談承認申請支援事業等)交付決定通知書」)のとおり決定されました。

一般社団法人 米国医療機器·IVD工業会会長 殿

独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長藤原康弘

令和2年度「革新的医療機器等相談承認申請支援事業」の実施について

革新的な医療機器又は再生医療等製品(以下、「医療機器等」とする。)の創出については、中小・ベンチャー企業が有望なシーズを発見したとしても、薬事承認の相談や申請にかかる手数料及び臨床試験にかかる諸費用をはじめとする膨大な初期投資が必要なことから、革新的な医療機器等が上市しにくい状況となっております。

このことから中小・ベンチャー企業の資金面の問題による実用化の遅れを防ぐため、薬事承認の相談及び申請にかかる財政負担の軽減を図ることを目的に、革新的医療機器等相談承認申請支援事業が実施されることになり、今般、別添(令和2年6月19日厚生労働省発薬生0619第74号「令和2年度医薬品副作用等被害救済事務費等補助金(革新的医療機器等相談承認申請支援事業等)交付決定通知書」)のとおり決定されました。

薬機発第 0701022 号 令 和 2年 7月 1日

欧州ビジネス協会医療機器・IVD 委員会委員長 殿

独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長藤原康弘

令和2年度「革新的医療機器等相談承認申請支援事業」の実施について

革新的な医療機器又は再生医療等製品(以下、「医療機器等」とする。)の創出については、中小・ベンチャー企業が有望なシーズを発見したとしても、薬事承認の相談や申請にかかる手数料及び臨床試験にかかる諸費用をはじめとする膨大な初期投資が必要なことから、革新的な医療機器等が上市しにくい状況となっております。

このことから中小・ベンチャー企業の資金面の問題による実用化の遅れを防ぐため、薬事承認の相談及び申請にかかる財政負担の軽減を図ることを目的に、革新的医療機器等相談承認申請支援事業が実施されることになり、今般、別添(令和2年6月19日厚生労働省発薬生0619第74号「令和2年度医薬品副作用等被害救済事務費等補助金(革新的医療機器等相談承認申請支援事業等)交付決定通知書」)のとおり決定されました。

一般社団法人 再生医療イノベーションフォーラム会長 殿

独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長藤原康弘

令和2年度「革新的医療機器等相談承認申請支援事業」の実施について

革新的な医療機器又は再生医療等製品(以下、「医療機器等」とする。)の創出については、中小・ベンチャー企業が有望なシーズを発見したとしても、薬事承認の相談や申請にかかる手数料及び臨床試験にかかる諸費用をはじめとする膨大な初期投資が必要なことから、革新的な医療機器等が上市しにくい状況となっております。

このことから中小・ベンチャー企業の資金面の問題による実用化の遅れを防ぐため、薬事承認の相談及び申請にかかる財政負担の軽減を図ることを目的に、革新的医療機器等相談承認申請支援事業が実施されることになり、今般、別添(令和2年6月19日厚生労働省発薬生0619第74号「令和2年度医薬品副作用等被害救済事務費等補助金(革新的医療機器等相談承認申請支援事業等)交付決定通知書」)のとおり決定されました。

日本製薬工業協会会長 殿

独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長藤原康弘

令和2年度「革新的医療機器等相談承認申請支援事業」の実施について

革新的な医療機器又は再生医療等製品(以下、「医療機器等」とする。)の創出については、中小・ベンチャー企業が有望なシーズを発見したとしても、薬事承認の相談や申請にかかる手数料及び臨床試験にかかる諸費用をはじめとする膨大な初期投資が必要なことから、革新的な医療機器等が上市しにくい状況となっております。

このことから中小・ベンチャー企業の資金面の問題による実用化の遅れを防ぐため、薬事承認の相談及び申請にかかる財政負担の軽減を図ることを目的に、革新的医療機器等相談承認申請支援事業が実施されることになり、今般、別添(令和2年6月19日厚生労働省発薬生0619第74号「令和2年度医薬品副作用等被害救済事務費等補助金(革新的医療機器等相談承認申請支援事業等)交付決定通知書」)のとおり決定されました。

革新的医療機器等相談承認申請支援事業実施手順書

この手順書は、令和2年3月27日薬生発 0327 第 11 号厚生労働省医薬・生活衛生局長通知「令和2年度革新的医療機器等相談承認申請支援事業等実施要綱について」の別紙「令和2年度革新的医療機器等相談承認申請支援事業等実施要綱」に基づき、革新的医療機器等相談承認申請支援事業を実施するための手順等を定めたものである。

1. 補助の対象等

(1)対象品目

相談申込時又は承認・調査申請時において、次の①~③のいずれかに該当する品目であること。

- ① 日本発であって、世界初上市を目指す革新的医療機器又は革新的再生医療等製品であること(相談又は申請者の申告)
- ② 希少疾病用医療機器又は希少疾病用再生医療等製品であること
- ③ 「医療ニーズの高い医療機器等の早期導入に関する検討会」で選定された品目であること

(2) 対象企業

次のすべての要件を満たす企業。

- ① 中小企業であること(従業員数 300 人以下又は資本金3億円以下)
- ② 他の法人が株式総数又は出資総額の1/2以上の株式又は出資金を有していないこと
- ③ 複数の法人が株式総数又は出資総額の2/3以上の株式又は出資金を有していないこと
- ④ 前事業年度において、当期利益が計上されていない又は当期利益は計上されているが事業収益が2億円以下であること
 - (注1)上記1. (2)②及び③の「法人」について、ベンチャー・キャピタルなど投資事業 組合等の取扱いについては、関連する法令・基準等の運用に準じて個別に判 断します。
 - (注2) 当期利益に関し、会計処理上、開発費について繰延資産として計上している場合は、仮に費用として処理した場合における当期利益相当額を参考とします。
 - (注3)前事業年度の決算において特別な事情等があり、直近2期における決算状況 により判断する必要があると認められる場合には追って当該関連資料を提出 いただき確認したうえで判断します。

(3) 手数料

①相談手数料

当該対象品目に係る全ての区分の相談(薬事戦略相談を除く)に係る手数料(ただし、 取下げにより手数料の半額を還付した場合は対象外)

②審查‧調查手数料

当該対象品目に係る全ての区分の承認申請、信頼性調査、GCP調査、QMS調査及 びGCPT調査に係る手数料

(4)補助率

上記1. (3)の手数料額の5割を補助する。(千円未満切り捨て)

2. 補助の方法

補助の対象となる企業が、補助の対象となる品目に係る相談の申込み又は承認・調査申請を 行うため独立行政法人医薬品医療機器総合機構(以下「機構」という。)に手数料を全額納付し た後、当該企業からの請求に基づき、機構から補助金を対象企業に支給する。

3. 補助の期間

当該年度における補助金交付要綱の適用日から令和3年1月末までに補助金の申請を受理 したものを対象とし、かつ以下のいずれかに該当するものに限る。

令和2年2月1日から令和3年1月末までに、医療機器又は再生医療等製品に係る相談の申 し込み又は承認申請を受付けたもの。

前年度の補助の申請締切日(令和2年1月末)以前に補助金の交付決定を受けた承認申請 のうち補助金の申請をしていない調査手数料。

4. 補助対象の決定方法

適正な申込又は承認申請順で交付決定された補助金の額の範囲内で決定。

5. 補助金の申請から請求までの流れ

(1)補助金の申請

相談申込又は承認・調査申請と同時に別紙様式1の他に、上記1.(2)に該当するか否かを審査するため、以下の書類を添付して補助金の申請を行うこと。

ただし、令和2年2月1日から本通知の発出までに相談申込又は承認・調査申請したものについては、相談申込書又は承認・調査申請書の写し等、対象となる相談・申請が分かるものを添えて、補助金の申請を行うこと。

また、前年度に補助金の交付決定を受けた承認申請のうち、補助金申請後に負担額が確定した調査手数料であって、令和2年1月31日までの補助金申請に間に合わなかったものに係る補助金申請を行う場合は、当該交付決定通知書の写しを添付すること。

- ①前事業年度に係る事業報告、貸借対照表、損益計算書(写し)
- ②法人税確定申告書別表第二(又は株主(出資者)名簿)(写し)
- ③資本金が3億円を超える場合には、労働保険・概算確定保険料申告書、健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届総括表又は給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書等、従業員数が確認できる書類(写し)
- ④機構に手数料を納付したことが証明できる書類(写し)

(2)補助金の支給適否決定

機構は、補助金の申請を受けた後、補助対象となるか否かを審査し、補助金の支給の適否を決定し、別紙様式2により申請者に通知するものとする。

(3)補助金の請求

申請者は、補助金の支給決定の通知を受けた後、別紙様式3により期限までに機構あてに補助金の請求を行うこと。

6. 補助金の支給時期

上記5. (3)の請求を受けてから当該年度末までに企業に補助金を支給する。

7. 補助金の支給停止、返還等

相談申込時又は承認・調査申請時の下記(1)~(5)の申告内容に虚偽があることが判明した場合は、補助金の支給を取りやめ、若しくは補助金の返還を求め、公表する場合がある。

- (1)日本発であって、世界初上市を目指す革新的医療機器又は革新的再生医療等製品であること
- (2)中小企業であること(従業員数300人以下又は資本金3億円以下)
- (3)他の法人が株式総数又は出資総額の1/2以上の株式又は出資金を有していないこと
- (4)複数の法人が株式総数又は出資総額の2/3以上の株式又は出資金を有していないこと
- (5)前事業年度において、当該利益が計上されていない又は当該利益は計上されているが事業収益が2億円以下であること

別紙様式1 (補助金申請書)

革新的医療機器等相談承認申請支援事業に係る補助金申請書

独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長 殿

当社は次のとおり革新的医療機器等相談承認申請支援事業の補助対象の要件に該当するので、必要書類を添付して補助金を申請いたします。

なお、この補助金の申請内容に虚偽があった場合は、補助金の支給の取止め、若しくは補助金の返還、公表される場合があることに同意いたします。

1.	対象品目 次に該当する革新的医療 □ 日本発、世界初上市を目指す医療 □ 希少疾病用医療機器又は希少疾。 □ 「医療ニーズの高い医療機器等。	療機器又は再生医療等製品
2.	1つ □ 労働保険概算・確定保険料申	借対照表、損益計算書(写し) は株主(出資者)名簿)(写し) 、従業員数が確認できる下記の3書類のいずれか 告書(写し) 酬月額算定基礎届総括表(写し) 税徴収高計算書
3.	対象手数料(□に「レ」を記入の上、 □ 相談(被験物の名称及び識別記号 相談名: □ 承認・調査(販売名: 承認・調査申請名:	、販売名、相談、承認・調査種別等を記載) 号:)
4.	手数料の納付額: 振込年月日:令和 年 月 振込名義: (フ	円 日 リガナ) 令和 年 月 日 住所(主たる事務所の所在地)
		企業名 申請者(代表者)の氏名 申請者(代表者)の氏名 担当者連絡先(電話、FAX、メールアドレス) 担当者氏名

 薬機発第
 号

 令和
 年
 月
 日

革新的医療機器等相談承認申請支援事業に係る補助金交付(不交付)決定書

企業名

(申請者)

独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長 理 事 長 藤 原 康 弘

令和 年 月 日に申請のあった革新的医療機器等相談承認申請支援事業について、以下のとおり補助金の交付(不交付)を決定しましたので通知します。

1. 補助対象となる相談、承認・調査等

殿

2. 補助金額

(交付が決定された場合)

この通知を受け取られましたら令和 年 月 日までに別紙様式3 (補助金交付請求書) のご提出をお願いいたします。

(提出先、お問い合わせ先)

○相談

独立行政法人医薬品医療機器総合機構 審査マネジメント部 審査マネジメント課 〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル 電話 (ダイヤルイン) 03-3506-9556 FAX 03-3506-9443

○承認・調査

独立行政法人医薬品医療機器総合機構 審査業務部 業務第二課= 100-0013 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル電話(ダイヤルイン)03-3506-9509 FAX 03-3506-9442

- 注1 この決定に不服があるときは、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第2条に基づき、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、独立行政法人医薬品医療機器総合機構に対して異議申立てをすることができます。
- 注2 この決定の取消しを求める場合は、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)第3条及び第14条に基づき、この決定があったことを知った日から6か月以内に、独立行政法人医薬品医療機器総合機構を被告として、同法第12条に規定する裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。(なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起できなくなります。)

別紙様式3 (補助金交付請求書)

革新的医療機器等相談承認申請支援事業に係る補助金交付請求書

独立行政法人医薬品医療機器総合機構支払命令役 殿

令和 年 月 日付薬機発第 号で交付決定した革新的医療機器等相 談承認申請支援事業に係る補助金について、以下のとおり請求いたします。

2. 振込先

	銀行	支店	
預金種別	普通・当座	口座番号	
口座名義		(フリガナ)	

令和 年 月 日 住所(主たる事務所の所在地)

企業名

申請者 (代表者) の氏名 印 担当者連絡先 (電話、FAX、メールアドレス)

担当者氏名



厚生労働省発薬生0619第74号

令和2年度医薬品副作用等被害救済事務費等補助金(革新的医療機器等相談承認申請支援事業等)交付決定通知書

独立行政法人医薬品医療機器総合機構

令和2年5月26日薬機発第0526005号で申請のあった令和2年度 医薬品副作用等被害救済事務費等補助金(革新的医療機器等相談承認申請支援事業等)については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第6条第1項の規定により、次のとおり交付することに決定したので、同法第8条の規定により通知する。

令和2年6月19日

厚生労働大臣 加藤勝



- 1 補助金の交付の対象となる事業(以下「事業」という。)は、平成29年3 月28日厚生労働省発薬生0328第47号厚生労働事務次官通知の別添「医 薬品副作用等被害救済事務費等補助金(革新的医療機器等相談承認申請支援事 業等)交付要綱」(以下「交付要綱」という。)の3に定める事業であり、その 内容は令和2年5月26日薬機発第0526005号申請書記載のとおりで ある。
- 2 事業に要する経費及び補助金の額は、次のとおりである。ただし、事業の内容が変更された場合において、事業に要する経費又は補助金の額が変更されるときは、別に通知するところによるものとする。

事業に要する経費金64,424,000円補助金の額金64,424,000円

3 事業に要する経費の配分及びこれに対応する補助金の額の区分は、次のとおりである。

区分	事業に要する経費	補助金の額
革新的医療機器等	e v e	x
相談承認申請支援事業	15,010,000円	15,010,000円
des till also and an analysis of the same analysis of the same and an analysis of the same and an analysis of the same analysis of the same analysis of the same and an an		
軽微変更届出等の届出内容		
確認業務の体制整備事業	9,287,000円	9,287,000円
医療機器承認促進事業	9,287,000円	9,287,000円
区原放命外心促进事未	9, 207, 000	9, 201, 000円
MDSAP への参加		
		8 _ p
に伴う体制強化等事業	16,687,000円	16,687,000円
×		
小児用医療機器の承認		
申請支援事業	14, 153, 000円	14, 153, 000円
	14, 100, 000[]	14, 100, 000 1

革新的医療機器等相談承認申請支援事業

種目事業に要する経費補助金の額事業費15,010,000円15,010,000円

軽微変更届出等の届出内容確認業務の体制整備事業

種目 事業に要する経費 補助金の額

人件費 8,244,000円 8,244,000円

事業費 1,043,000円 1,043,000円

医療機器承認促進事業

種目 事業に要する経費 補助金の額

人件費 8,244,000円 8,244,000円

事業費 1,043,000円 1,043,000円

MDSAP への参加に伴う体制強化等事業

種目 事業に要する経費 補助金の額

人件費 8,244,000円 8,244,000円

事業費 8,443,000円 8,443,000円

小児用医療機器の承認申請支援事業

種目 事業に要する経費 補助金の額

事業費 14, 153, 000円 14, 153, 000円

- 4 補助金の額の確定は、交付要綱の4に定める交付額の算定方法により行うものである。
- 5 この補助金は、交付要綱の5に掲げる事項を条件として交付するものである。
- 6 事業にかかる事業実績報告は、交付要綱の10に定めるところにより行わなければならない。
- 7 この交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における補助金等に係る予 算の執行の適正化に関する法律第9条第1項の規定による申請の取下げをする ことができる期限は、令和2年7月4日とする。